

## 第一フロンティア生命／第一生命のご案内



第一フロンティア生命は第一生命グループの生命保険会社です。第一フロンティア生命は、銀行・証券会社・信用金庫などの募集代理店を通じて、主として長期の資産形成をサポートする保険商品を提供する生命保険会社です。第一フロンティア生命では、販売商品の特性に合わせて専門性を高め、質の高い商品とサービスをお客さまにご提供し続けることを目指しています。

一生運のパートナー  
**第一生命**

### 第一生命について

第一生命は、明治35年（1902年）に設立以来、100年を超える歴史のなかで、一貫して経営理念である「ご契約者第一主義」の実現を目指してきました。「社会からの高い信頼を確保し、その発展に貢献する」「お客さまの最大の満足を創るために、商品、サービス、会社の体制を最高水準に維持する」基本思想を堅持し、生涯設計に基づくお客さまの一生運のパートナーであることを追求しています。

## 株式会社三菱東京UFJ銀行からのお知らせ

- 投資型年金保険コアバリュー（年金原資保証型変額個人年金保険）にご契約いただくか否かが、当行におけるお客さまの他のお取引に影響を及ぼすことは一切ありません。
- 投資型年金保険コアバリュー（年金原資保証型変額個人年金保険）は、第一フロンティア生命を引受保険会社とする生命保険商品です。このため、預金とは異なり、元本保証はありません。また、預金保険制度の対象ではありません。
- 株式会社三菱東京UFJ銀行は、投資型年金保険コアバリュー（年金原資保証型変額個人年金保険）の引受保険会社である第一フロンティア生命の支払能力を保証するものではありません。

**ご検討・お申込みに際しては、「契約締結前交付書面（契約概要／注意喚起情報）」、「ご契約のしおり・約款」、「特別勘定のしおり」などを必ずご覧ください。**

「契約締結前交付書面（契約概要／注意喚起情報）」、「ご契約のしおり・約款」ではご契約についての重要事項、ぜひ知っていただきたい事項などについてご説明しています。必ずあわせてご一読のうえ、大切に保管してください。

**この保険商品のご購入に際しては、必ず変額保険販売資格を持つ募集人にご相談ください。**

### 契約締結における担当者の役割について

生命保険契約は、お客さまと第一フロンティア生命との間で締結される契約であり、お客さまからのお申込みをいただき、第一フロンティア生命が承諾したときに有効に成立します。三菱東京UFJ銀行（募集代理店）の担当者（生命保険募集人）は、契約締結の際の媒介をさせていただくことが役割であり、契約締結の代理権はありません。担当者（生命保険募集人）の身分・権限などに関しまして確認をご要望の場合には照会先[第一フロンティア生命 03-6863-6211（大代表）]までご連絡ください。

### その他ご注意いただきたい事項について

- 生命保険会社の業務もしくは財産の状況の変化により、基本保険金額、年金額、給付金額などが削減されることがあります。
- 保険業法に基づき設立された生命保険契約者保護機構（以下「保護機構」といいます。）に、第一フロンティア生命は会員として加入しています。会員である生命保険会社が万一経営破綻に陥った場合、保護機構により保険契約者などの保護の措置が図られることになります。この措置が図られたとしても、ご契約時にお約束した基本保険金額、年金額、給付金額などの削減など、契約条件が変更されることがあります。（保護機構については、「ご契約のしおり」をご参照ください。）詳細については、生命保険契約者保護機構[TEL 03-3286-2820・ホームページアドレス<http://www.seihohogo.jp/>]までお問い合わせください。
- お申込みの際は、内容を十分にお確かめのうえ、必ずご自身でお申込書にご記入・ご捺印ください。ご契約成立後、第一フロンティア生命より「保険証券」を送付しますので、お申込内容に間違いがないか必ずご確認ください。
- 法令上の規制により、お客さまの勤務先によってはお申し込みいただけない場合があります。

（お問い合わせ、ご照会は）

募集代理店



**株式会社 三菱東京UFJ銀行**

三菱東京UFJ銀行コールセンター〔個人年金保険〕

**0120-860-777**

平日9:00～18:00、土・日・祝日9:00～17:00（1/1～1/3・5/3～5/5を除く）

<http://www.bk.mufg.jp>

平成21年4月現在（No.05443）

（ご契約後のご照会は）

引受保険会社



**第一フロンティア生命保険株式会社**

〒104-6015 東京都中央区晴海1-8-10

晴海トリトンスクエア X棟15階

電話 (03)6863-6211（大代表）

第一フロンティア生命  
第一生命グループ

お客様サービスセンター **0120-876-126**

営業時間：月曜日～金曜日（祝祭日、年末・年始などの休日を除く）9:00～17:00

◎第一フロンティア生命ホームページ <http://www.d-frontier-life.co.jp/>

ハッピーになるう タイフロンティア

®

0120-876-126

営業時間：月曜日～金曜日（祝祭日、年末・年始などの休日を除く）9:00～17:00

◎第一フロンティア生命ホームページ <http://www.d-frontier-life.co.jp/>

’09年4月版

登 C20F0239 (H21.2.4) 商品F0328-02 ’09年3月作成 リ

# 投資型年金保険 コアバリュー

年金原資保証型変額個人年金保険

ふやす 楽しみを、  
たしかな 安心につつんで。

CORE VALUE

「投資型年金保険コアバリュー」は、預金ではなく、特別勘定の運用実績に基づいて、将来の年金額、解約返還金額および死亡給付金額などが変動する生命保険商品です。

〔募集代理店〕



**三菱東京UFJ銀行**

〔引受保険会社〕



第一フロンティア生命  
第一生命グループ

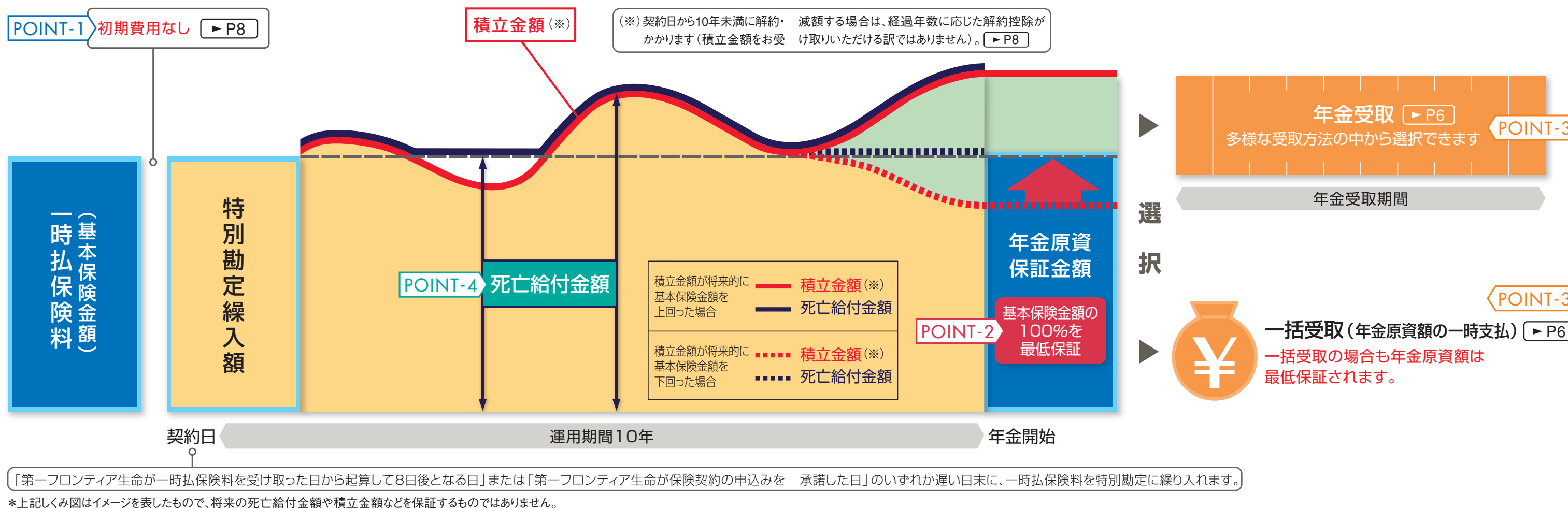
この商品は、第一フロンティア生命保険株式会社を引受保険会社とする個人年金保険（生命保険）です。株式会社三菱東京UFJ銀行は、第一フロンティア生命保険株式会社の募集代理店です。

# しくみと特徴

運用期間10年の場合  
(運用期間11～20年の場合はP5をあわせてご覧ください。)



・運用期間満了時の年金原資額および運用期間中の死亡給付金額の最低保証は第一フロンティア生命が行ないます。  
・この商品は、クーリング・オフ制度の対象です。



## POINT-1 分散投資でふやす楽しみ

投資として ▶ P3～4

- **初期費用の負担がありません**ので、保険料の全額を特別勘定で運用できます。  
ただし、契約日から10年未満に解約・減額する場合は、経過年数に応じた解約控除がかかります。 ▶ P8
- 世界の主要国の株式・債券に**分散投資する特別勘定で安定運用**します。

## POINT-2 年金原資額の最低保証

最低保証 ▶ P5

- 運用期間満了時の年金原資額は、**基本保険金額 (一時払保険料相当額) の100%が第一フロンティア生命により最低保証**されます。

## POINT-3 つかう楽しみ

貯蓄として ▶ P5～6

- 運用期間満了時の運用成果は、**年金または一括**で受け取ることができます。
- ご希望により、1年経過以後より、任意に年金受取に移行できます。(運用期間中年金支払移行特約 ▶ P5)

## POINT-4 のこせる安心

万一のそなえ ▶ P7

- 運用期間中に被保険者が死亡された場合、死亡給付金は**基本保険金額 (一時払保険料相当額) の100%が第一フロンティア生命により最低保証**されます。
- あらかじめ指定した受取人に、一時金または年金としてのこすことができます。

### ⚠️ ご注意ください 【主な投資リスクおよび解約・減額する場合のリスクについて】 ▶ P3～4

この保険は、国内外の株式・債券などで運用しており、運用実績が積立金額、死亡給付金額、解約返還金額などの増減につながります。運用期間中に解約・減額された場合の解約返還金額には最低保証がありませんので、一時払保険料相当額を下回り、損失が生じるおそれがあります。年金原資額が保証されるのは運用期間満了時のみとなります。

### ⚠️ ご注意ください 【ご負担いただく主な費用について】 ▶ P8

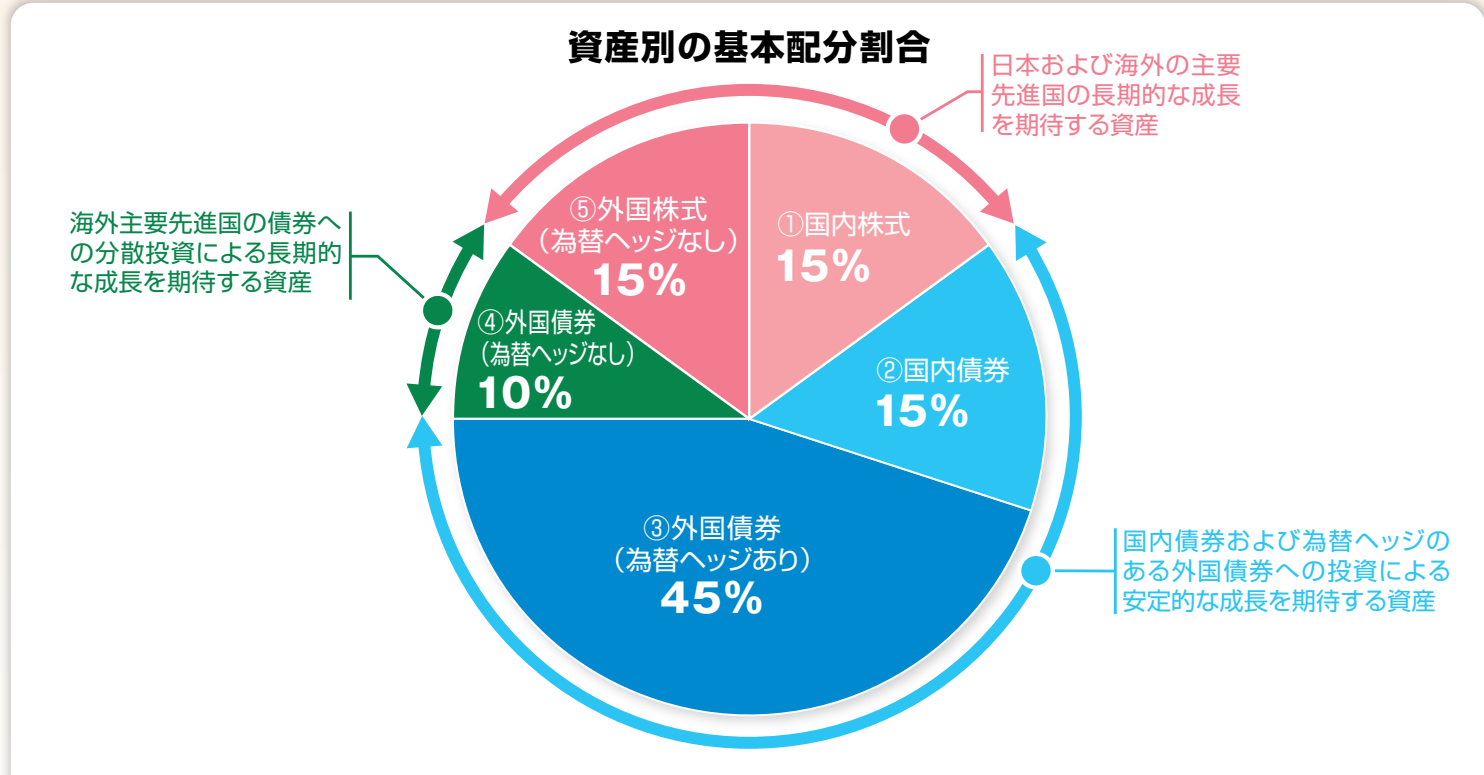
運用期間中は、保険契約関係費 (特別勘定の資産総額に対して年率**1.95%**)、および資産運用関係費 (信託報酬は、投資対象となる投資信託の資産総額に対して、年率**0.2625%** (税込)) をご負担いただきます。年金支払開始日以後は、保険契約関係費 (年金管理費) (受取年金額に対して**1.0%**) をご負担いただきます。



特別勘定「世界資産分散型MU」

特別勘定の特徴

「収益性」と「安定性」を追求するため、世界の主要国の株式・債券への分散投資を行うグローバルなバランスファンドをご用意しました。



|             |                                                                  |      |                                                                 |
|-------------|------------------------------------------------------------------|------|-----------------------------------------------------------------|
| 投資対象となる投資信託 | 三菱UFJ バランスファンドVA 30型 (適格機関投資家限定)                                 | 運用会社 | 三菱UFJ投信株式会社                                                     |
| 資産運用関係費※    | 信託報酬は、投資対象となる投資信託の資産総額に対して、 <b>年率0.2625% (税抜0.25%)</b> を毎日控除します。 | 投資方針 | 本投資信託は下記のマザーファンド受益証券を主要投資対象とし、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保をめざして運用を行います。 |

※上記の信託報酬のほか、信託事務に関する諸費用、監査費用、有価証券の売買委託手数料および消費税などを間接的にご負担いただくことがあります。なお、売買委託先、売買金額などによって手数料率が変動するなどの理由から、これらの計算方法は表示しておりません。記載の信託報酬率は、2009年3月現在の数値であり、運用会社により今後変更され引き上げられることがあります。

各資産クラスの主要投資対象は以下のとおりです。

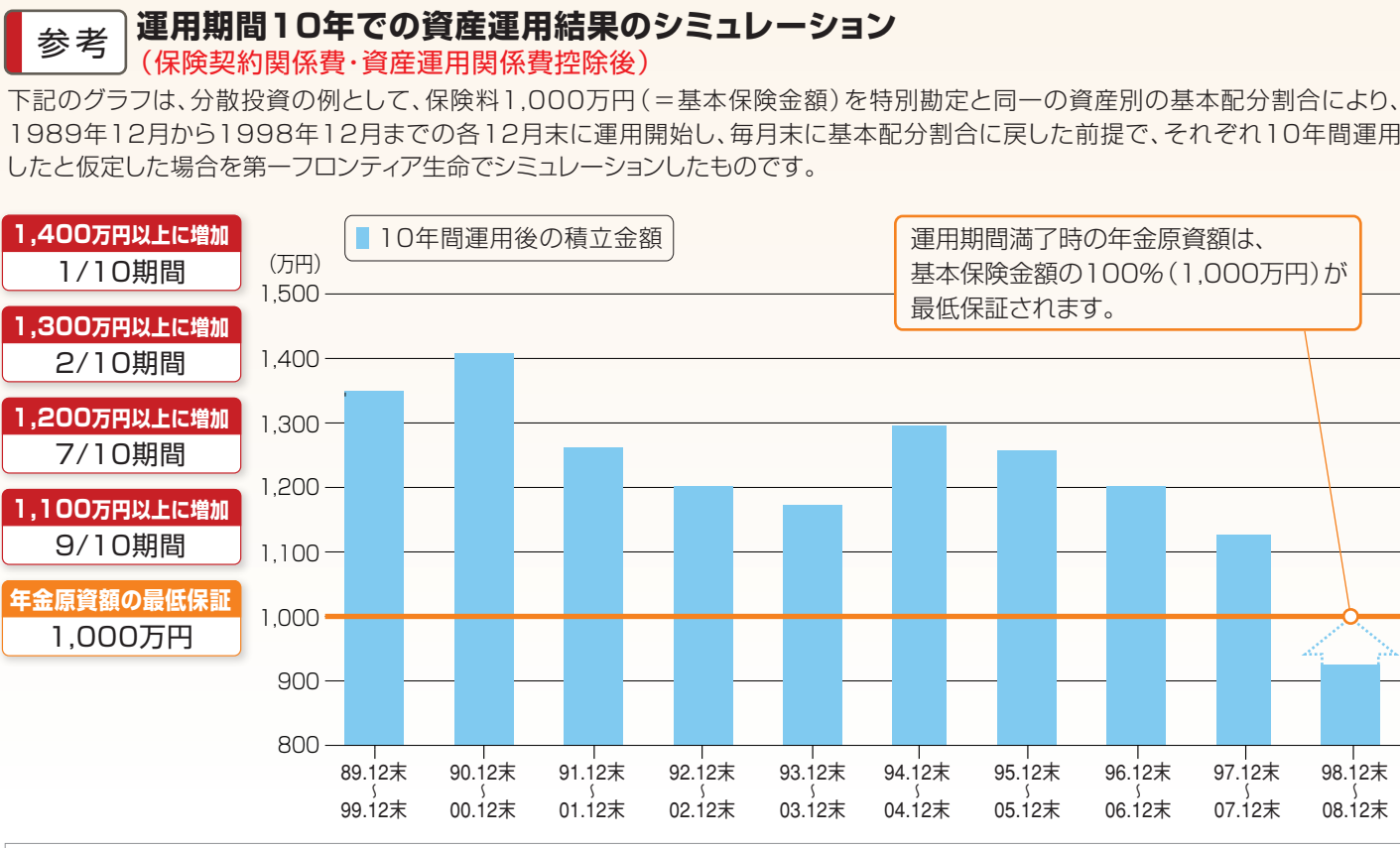
| 資産クラス            | 基本配分割合 | 実質的な投資対象となる投資信託の名称       | ベンチマーク                             |
|------------------|--------|--------------------------|------------------------------------|
| ① 国内株式           | 15%    | TOPIXマザーファンド             | 東証株価指数 (TOPIX)                     |
| ② 国内債券           | 15%    | 日本債券インデックスマザーファンド        | NOMURA-BPI総合インデックス                 |
| ③ 外国債券 (為替ヘッジあり) | 45%    | MUAM ヘッジ付外国債券オープンマザーファンド | シティグループ世界国債インデックス (除く日本、円ヘッジ・円ベース) |
| ④ 外国債券 (為替ヘッジなし) | 10%    | 外国債券インデックスマザーファンド        | シティグループ世界国債インデックス (除く日本、円換算ベース)    |
| ⑤ 外国株式 (為替ヘッジなし) | 15%    | 外国株式インデックスマザーファンド        | MSCIコクサインデックス (円換算ベース)             |

| ＜主な投資リスクは以下のとおりです。＞ |                                                                                                     |
|---------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 株価変動リスク             | 株価が国内外の政治・経済・社会情勢の変化などの影響を受け下落するリスクをいいます。一般に、株価が下落した場合、特別勘定の基準価額の下落要因となる場合があります。                    |
| 金利変動リスク             | 金利変動により債券価格が下落するリスクをいいます。一般に、金利が上昇した場合には、債券の価格は下落し、特別勘定の基準価額の下落要因となる場合があります。                        |
| 為替変動リスク             | 外国為替相場の変動により外国通貨建資産の価格が下落するリスクをいいます。一般に、外国為替相場が対円で下落 (円高) した場合、特別勘定の基準価額の下落要因となる場合があります。            |
| 信用リスク               | 株式や公社債などの発行体が経営不振などの理由により、利息や償還金を決められた条件で支払うことができなくなるリスクをいいます。一般に、このような場合、特別勘定の基準価額の下落要因となる場合があります。 |

【ご参考データ】

⚠️ ご注意ください

当ページは過去においてポートフォリオの各資産が参考指数と同じ運用成果を実現したと仮定した場合を事後的に試算し検証したものであり、あくまでも仮定の数値に過ぎず、実際の特別勘定の運用成果を表したものではなく、また将来の運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。



【参考指数】国内株式:東証株価指数 (TOPIX、配当込み)、国内債券:NOMURA-BPI総合、外国株式 (為替ヘッジなし):MSCIコクサインデックス (円ベース、配当込み)、外国債券 (為替ヘッジあり):シティグループ世界国債インデックス (除く日本、円ヘッジ・円ベース)、外国債券 (為替ヘッジなし):シティグループ世界国債インデックス (除く日本、円ベース)  
【データ出所】イボットソン投資分析ソフトウェアとデータベース EnCorr®を使用して第一フロンティア生命が計算。Copyright©2009 Ibbotson Associates, Inc. MSCI コクサインデックスは、MSCI Inc.が公表しているインデックスで、当指数に関する著作権、知的所有権その他一切の権利はMSCI Inc.に属しております。

⚠️ ご注意ください

特別勘定とその投資リスクについて

- この保険では、資産運用の実績が、積立金額、死亡給付金額、解約返還金額などの変動 (増減) につながるため、他の保険種類の資産とは区分して資産の管理・運用を行います。そのため、特別勘定を設定し、他の資産とは独立した体制と方針に基づき運用します。
- 特別勘定資産の評価は毎日行い、その成果を積立金額の増減に反映させます。特別勘定資産の評価は、有価証券については時価評価、有価証券以外の資産は原価法とします。なお、為替予約、先物・オプション取引などのデリバティブ取引については、評価差額を損益に計上します。
- 特別勘定での資産運用においては主に投資信託に投資しますので、その運用においては投資リスクを負うこととなります。この保険では、資産運用の成果が直接、積立金額、死亡給付金額、解約返還金額などに反映されることから、資産運用の成果とリスクがともにご契約者に帰属することとなります。
- 特別勘定は、実質的に国内外の株式・債券などを投資対象とするため、「株価の下落」「金利の上昇による債券価格の下落」「円高による外貨建資産価格の下落」などが基準価額の下落要因となります。
- 基準価額の下落は直接、積立金額、解約返還金額、年金原資額などに反映されるため、積立金額、解約返還金額、年金原資額が一時払保険料相当額を大きく下回ることがあるため損失が生じるおそれがあります。
- 特別勘定の詳細につきましては「特別勘定のしおり」をご覧ください。

# 年金原資保証のしくみ

運用実績にかかわらず、運用期間満了時の年金原資額として、契約時に定めた運用期間に応じ、基本保険金額（一時払保険料相当額）の100%以上の金額（年金原資保証金額）を第一フロンティア生命が保証します。

⚠️ ご注意ください

契約時に定めた運用期間をご契約後に延長することはできません

年金受取開始年齢（＝契約年齢＋運用期間）の上限は90歳となります。例）運用期間20年の場合、契約年齢は0～70歳となります。

年金原資保証金額

=

基本保険金額

×

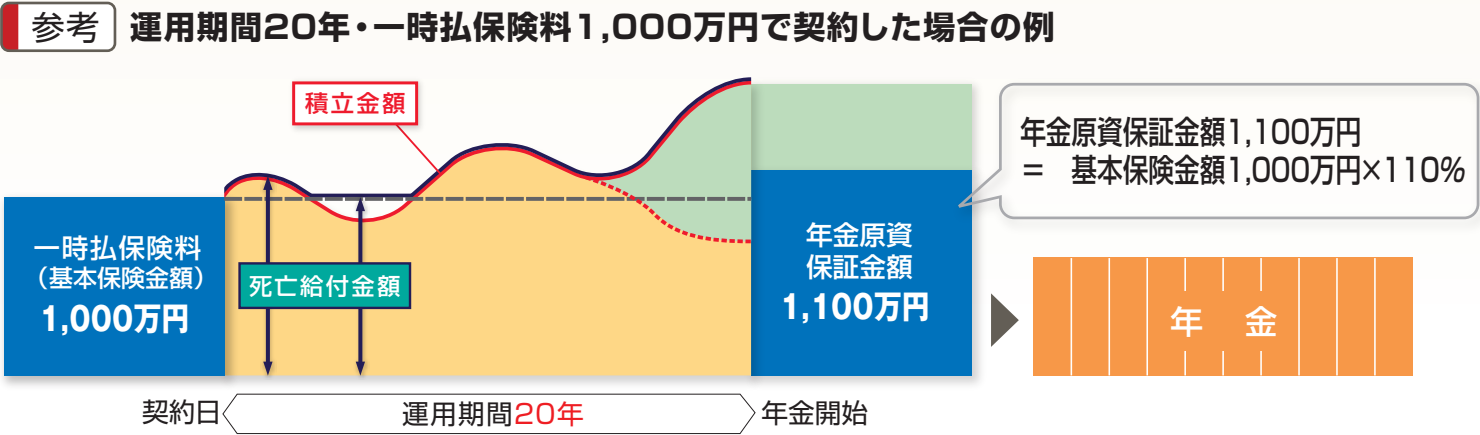
契約時に定めた運用期間に応じた下記の率

| 運用期間 | 10年  | 11年  | 12年  | 13年  | 14年  | 15年  | 16年  | 17年  | 18年  | 19年  | 20年  |
|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|
| 率    | 100% | 101% | 102% | 103% | 104% | 105% | 106% | 107% | 108% | 109% | 110% |

⚠️ ご注意ください

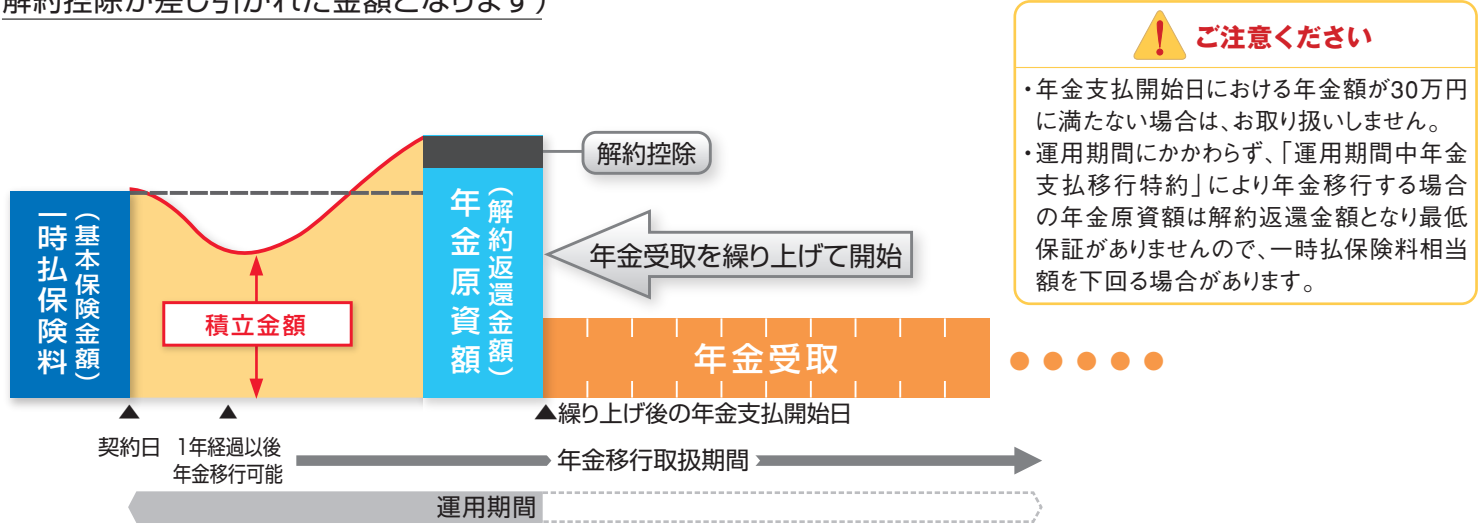
死亡給付金の最低保証額は基本保険金額の100%となります

運用期間が11～20年の契約の場合、年金原資額について基本保険金額の101～110%が最低保証されますが、死亡給付金の最低保証額は基本保険金額の100%となります。そのため、死亡給付金額は年金原資保証金額（年金原資の最低保証額）を下回ることがあります。



# 運用期間中の年金移行（運用期間中年金支払移行特約）

契約日から1年経過以後、契約者からのお申出により、いつでもその時点の解約返還金額を年金原資額として、年金受取を開始することができます。（契約日から10年未満で年金移行する場合の年金原資額は、積立金額から解約控除が差し引かれた金額となります）



# 運用期間満了時のお受取方法

運用成果としての年金原資は、さまざまな受取方法の中から、お客さまのライフプランにあった方法を選択できます。また、ご契約時に選択いただいた年金種類・年金受取期間は、年金支払開始日前であれば変更することができます。（お受取方法については年金支払開始日の1か月前までにご案内します。）

⚠️ ご注意ください

年金額について

この保険の年金額は、ご加入時点で定まるものではありません。将来お受け取りになる年金額は、年金支払開始日の前日末の積立金額または年金原資保証金額のいずれか大きい額をもとに、年金受取開始時点の基礎率など（予定利率、予定死亡率など）に基づいて算出されますので、年金支払開始日まで確定しません。なお、年金支払開始日以後は、一般勘定にて資産の運用を行うため、年金受取期間中は年金額が変動せず一定となります。

年金受取※1

確定年金※2

一定期間、年金をお受け取りいただけます。年金受取期間は、3年～7年（1年きざみ）、10年～40年（5年きざみ）から選択できます。

年金受取期間中に被保険者が死亡された場合、残りの年金受取期間の未払年金現価をお支払いします。この場合、未払年金現価のお受け取りにかえて、年金を継続して受け取ることもできます。

\*年金受取期間の満了日は、被保険者の年齢が105歳となる年単位の契約応当日の前日を限度とします。（年金受取開始年齢＋年金受取期間≤105歳）

死亡時保証金額付終身年金※3

被保険者が死亡された場合の一時金としての受取額（死亡時保証金額）＝年金原資額－年金受取総額

年金原資額

年金原資保証金額1,100万円

年金受取総額

死亡時保証金額

被保険者が生存している限り、一生涯にわたって年金をお受け取りいただけます。

死亡時保証期間（年金支払開始日から年金受取総額が初めて年金原資額以上となる年金支払日の前日までの期間）中に被保険者が死亡された場合、死亡時保証金額（年金原資額－年金受取総額）をお支払いします。

10年保証期間付終身年金※4

被保険者が生存している限り、一生涯にわたって年金をお受け取りいただけます。

保証期間中に被保険者が死亡された場合、残りの保証期間の未払年金現価をお支払いします。この場合、未払年金現価のお受け取りにかえて、年金を継続して受け取ることもできます。

\*早期に被保険者が死亡された場合、年金受取総額が年金原資額を下回る可能性があります。

一括受取

まとまった資金をお受け取りになれます。

\*年金受取開始時に選択されている年金種類が確定年金の場合に取り扱います。

\*ご契約時には選択できません。年金支払開始日前にご案内する書面にて選択することができます。

※1.年金支払開始日における年金額が30万円に満たない場合は、年金受取にかえて、年金原資額を契約者にお支払いします。  
※2.確定年金の場合、年金のお受け取りにかえて、年金受取期間の残存期間に対応する未払年金の現価を一括でお受け取りいただくことができます。（未払年金の一括払）  
※3.死亡時保証金額付終身年金の場合、年金のお受け取りにかえて、死亡時保証期間の最後の年金支払の前に限り、残存期間の未払年金に対応する責任準備金を一括でお受け取りいただくことができます。（未払年金の一括払）この場合、死亡時保証期間経過後に被保険者が生存されている場合は、年金を継続してお支払いします。なお、未払年金の一括払を受けた後に被保険者が死亡された場合および死亡時保証期間経過後に被保険者が死亡された場合には、この契約は消滅し、死亡時保証金額の支払いはありません。  
※4.10年保証期間付終身年金の場合、年金のお受け取りにかえて、保証期間の残存期間に対応する未払年金の現価を一括でお受け取りいただくことができます。（未払年金の一括払）この場合、保証期間経過後に被保険者が生存されている場合は、年金を継続してお支払いします。なお、10年保証期間経過後に被保険者が死亡された場合にはこの契約は消滅します。

参考 年金原資額が1,000万円であった場合の年金額・年金受取総額の概算値

| 年金開始年齢 | 確定年金     |          |          |          | 死亡時保証金額付終身年金 |       | 10年保証期間付終身年金 |       |
|--------|----------|----------|----------|----------|--------------|-------|--------------|-------|
|        | 5年       | 10年      | 15年      | 20年      | 男性           | 女性    | 男性           | 女性    |
| 60歳    | 約202万円   | 約103万円   | 約71万円    | 約54万円    | 約36万円        | 約32万円 | 約42万円        | 約34万円 |
| 70歳    | 約1,011万円 | 約1,039万円 | 約1,067万円 | 約1,096万円 | 約44万円        | 約39万円 | 約55万円        | 約45万円 |

\*金額は1万円未満切捨てにより表示しています。 \*確定年金の[ ]内数値は年金受取総額です。

⚠️ ご注意ください

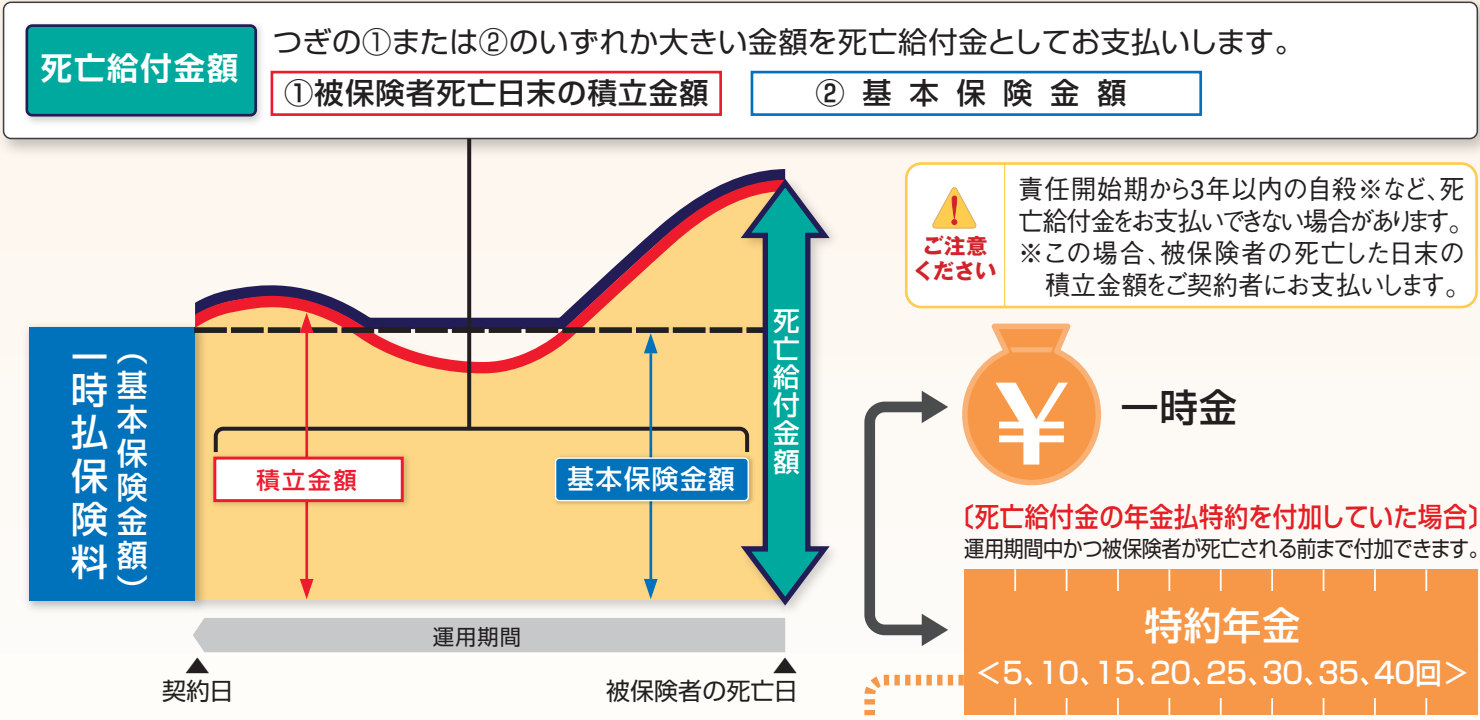
例示している金額は、2009年3月時点の基礎率など（予定利率、予定死亡率など）に基づき算出したものです。実際の年金額は受取開始時点の基礎率などにより新たに計算されますので、経済情勢、平均寿命の変化などにより、基礎率などが変更された場合には、例示している年金額を大きく下回る可能性があります。



# 万一の場合のお受取方法

## 運用期間中

運用期間中に被保険者が死亡された場合には、運用実績にかかわらず基本保険金額が最低保証されます。  
なお、死亡給付金受取人は複数指定することができます。



### <死亡給付金の年金払特約のお取扱い>

死亡給付金の年金払特約を付加した場合、その受取人が死亡給付金を一時金にかえて、年金でお受け取りいただけます。特約年金の支払回数は、5、10、15、20、25、30、35、40回の中から選択いただけます。支払事由発生前に限り、ご契約者からのお申出により特約年金の支払回数は変更可能です。

- \*この特約は、運用期間中かつ被保険者が死亡される前まで付加できます。支払事由発生後には付加できません。
- \*受取人は、特約年金の受取期間中、将来の特約年金のお受取りにかえて、特約年金の未支払分の現価の一時支払を請求いただくことも可能です。
- \*特約年金の最低額は受取人一人あたり30万円で、これに満たない場合は一時金でお支払いします。
- \*特約年金額は、この特約の付加時点で定まるものではありません。特約年金額は、主契約の死亡給付金額をもとに、死亡給付金の支払事由が発生した時点の基礎率など（予定利率など）に基づいて算出されます。
- \*特約年金でのお受取りを複数の特約年金受取人でご選択いただく場合、年金支払回数については、特約年金受取人全員が同一となります。

## 参考

遺産分割準備

死亡給付金受取人を指定することができます

あらかじめ指定した受取人が**固有の財産**として受け取ることができますので、遺産分割において遺言と同様の効果があります。

現金の確保

万一の場合の支出に備えることができます

相続手続きが終わらなくとも、あらかじめ指定した受取人が、死亡給付金を「**現金**」で受け取ることができます。

相続財産評価

死亡保険金の非課税枠が適用できます

契約者と被保険者が同一人の場合、相続人が受け取る死亡給付金は、他の死亡保険金などと合算のうえ、一定額までが**非課税**となります。（相続税法第12条）

死亡保険金の非課税枠＝500万円×法定相続人の数（相続税法第12条）

⚠️ ご注意ください

ここに記載の税制上のお取扱いは2009年3月現在のものです。法令改正などにより税務のお取扱いが変更となった場合には、変更後の内容が適用されますのでご注意ください。また、個別のお取扱いについては、税理士などの専門家または所轄の税務署にご確認のうえ、ご自身の責任においてご判断ください。

## 年金受取開始後

- 年金受取人が死亡された場合には、あらかじめ指定した**後継年金受取人**が引き続き年金を受け取ることができます。未払年金現価の一括受取を選択いただくこともできます。（後継年金受取人が指定されていない場合は、年金受取人の死亡時の法定相続人が後継年金受取人となります。）
- 被保険者が死亡された場合には、年金受取人はつぎのいずれかを選択することができます。\*

- ①残余年金受取期間（10年保証期間付終身年金の場合は残余保証期間）の**未払年金現価の一括受取**
- ②残余年金受取期間（10年保証期間付終身年金の場合は残余保証期間）の**年金の継続受取**

\*死亡時保証金額付終身年金には、このお取扱いはありません。死亡時保証期間中に被保険者が死亡された場合には、死亡時保証金額（年金原資額からすでに支払われた年金の合計額を差し引いた金額）を年金受取人にお支払いします。

# お客さまにご負担いただく費用

この保険にかかる費用は、運用期間中は「保険契約関係費」「資産運用関係費」の合計額、年金受取期間中は「保険契約関係費（年金管理費）」となります。ただし、契約日から10年未満の解約時などには、この他に別途「解約控除」がかかります。

## ご契約時

ご契約時にご契約者にご負担いただく費用はありません。

## 運用期間中

### ■ すべてのご契約者にご負担いただく費用

| 項 目                                               | 費 用                                               | 時 期                             |
|---------------------------------------------------|---------------------------------------------------|---------------------------------|
| 保険契約関係費<br>死亡給付金・年金原資の最低保証やご契約の締結・維持などに必要な費用です。   | 特別勘定の資産総額に対して<br>年率 <b>1.95%</b>                  | 左記の年率の1/365を積立金から毎日控除します。       |
| 資産運用関係費※<br>運用にかかわる費用として、投資対象となる投資信託にかかる信託報酬などです。 | 信託報酬は、投資信託の資産総額に対して<br>年率 <b>0.2625%（税抜0.25%）</b> | 左記の年率の1/365を投資信託の信託財産から毎日控除します。 |

※上記の信託報酬のほか、信託事務に関する諸費用、監査費用、有価証券の売買委託手数料および消費税などを間接的にご負担いただくことがあります。なお、売買委託先、売買金額などによって手数料率が変わるなどの理由から、これらの計算方法は表示しておりません。記載の信託報酬率は、2009年3月現在の数値であり、運用会社により今後変更され引き上げられることがあります。

### ■ 特定のご契約者にご負担いただく費用

| 項 目                                                              | 費 用                                                                | 時 期                                       |
|------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------|
| 解約控除<br>契約日から10年未満の運用期間中に解約・減額または「運用期間中年金支払移行特約」を付加した場合にかかる費用です。 | 基本保険金額（減額の場合は減額する部分の基本保険金額）に経過年数別の解約控除率を乗じた金額<br>（注）解約控除率は下記【別表】参照 | 解約・減額または「運用期間中年金支払移行特約」を付加した時の積立金から控除します。 |

#### 【別表】解約控除率

| 経過年数  | 1年未満 | 1年以上<br>2年未満 | 2年以上<br>3年未満 | 3年以上<br>4年未満 | 4年以上<br>5年未満 | 5年以上<br>6年未満 | 6年以上<br>7年未満 | 7年以上<br>8年未満 | 8年以上<br>9年未満 | 9年以上<br>10年未満 | 10年以上 |
|-------|------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|---------------|-------|
| 解約控除率 | 7.0% | 6.3%         | 5.6%         | 4.9%         | 4.2%         | 3.5%         | 2.8%         | 2.1%         | 1.4%         | 0.7%          | 0.0%  |

\*解約返還金額（基本保険金額の減額をした場合の減額分の解約返還金も同様）は、つぎのとおり計算されます。

解約返還金額＝解約日末の積立金額－解約日末の基本保険金額×解約控除率

（例）解約返還金額の計算例  
契約日から5年3か月後にご契約の全部を解約する場合（基本保険金額1,000万円、解約日末の積立金額が1,200万円の場合）  
解 約 控 除：1,000万円×3.5%＝35万円  
解約返還金額：1,200万円－35万円＝1,165万円（課税前）

## 年金受取期間中

| 項 目                                    | 費 用                   | 時 期                    |
|----------------------------------------|-----------------------|------------------------|
| 保険契約関係費※<br>（年金管理費）<br>年金支払管理に必要な費用です。 | 受取年金額に対して <b>1.0%</b> | 年金支払開始日以後、年金支払日に控除します。 |

※年金額は、年金支払開始日以後、年金（死亡時保証金額付終身年金の場合の死亡時保証金額を含みます。）の支払いとともに費用を控除する前提で算出されますので、費用が年金額から差し引かれるものではありません。また、保険契約関係費（年金管理費）は2009年3月現在の数値であり、将来変更することがありますが、年金受取開始時点の保険契約関係費（年金管理費）は年金受取期間を通じて適用されます。なお、「死亡給付金の年金払特約」および「運用期間中年金支払移行特約」を付加した場合の特約年金についても同様の取扱いとなります。



## (参考) 税務のお取扱い

ここに記載の税制上のお取扱いは2009年3月現在のものです。法令改正などにより税務のお取扱いが変更となった場合には、変更後の内容が適用されますのでご注意ください。また、個別のお取扱いについては、税理士などの専門家または所轄の税務署にご確認のうえ、ご自身の責任においてご判断ください。

ご契約時

お払い込みいただいた保険料は、以下の条件を満たせば、払い込んだ年の生命保険料控除の対象となります。

**\*個人年金保険料控除の対象とはなりませんのでご注意ください。**

|              |                                                                            |
|--------------|----------------------------------------------------------------------------|
| 生命保険料控除の適用条件 | 契約者（保険料負担者）が納税者本人であり、死亡給付金の受取人が、本人が配偶者またはその他の親族（6親等以内の血族および3親等以内の姻族）であること。 |
|--------------|----------------------------------------------------------------------------|

運用期間中

## ■ 解約・減額時の差益に対する課税

| 解約・減額時の年金の種類                 | 契約日から5年以内の解約・減額 | 契約日から5年超の解約・減額  |
|------------------------------|-----------------|-----------------|
| 確定年金                         | 20%源泉分離課税       | 所得税(一時所得※1)+住民税 |
| 死亡時保証金額付終身年金<br>10年保証期間付終身年金 | 所得税(一時所得※1)+住民税 |                 |

## ■ 死亡給付金受取時の課税

| 契約形態                           | 契約例 |      |     | 課税の種類           |
|--------------------------------|-----|------|-----|-----------------|
|                                | 契約者 | 被保険者 | 受取人 |                 |
| 保険契約者と被保険者が同一人                 | 本人  | 本人   | 妻など | 相続税 ① ②         |
| 保険契約者と死亡給付金受取人が同一人             | 本人  | 妻など  | 本人  | 所得税（一時所得※1）＋住民税 |
| 保険契約者、被保険者、<br>死亡給付金受取人がそれぞれ別人 | 本人  | 妻など  | 子など | 贈与税 ③           |

④〔相続人が受け取る場合〕

受取人が被保険者の相続人の場合、「500万円×法定相続人の数」を限度として非課税枠(相続税法第12条)が適用されます。

⑤〔年金で受け取る場合〕

被保険者が死亡される前に死亡給付金の年金払特約が付加されている場合には、年金受取にかかわる権利の評価額（相続税法第24条）が課税対象となります。なお、その後の年金については、雑所得の課税対象となります。

確定年金の場合、年金受取総額（年金額×残存期間）に下表の割合を掛けた金額が課税上の評価額となります。

|        |      |              |               |               |               |      |
|--------|------|--------------|---------------|---------------|---------------|------|
| 残存期間   | 5年以下 | 5年超<br>10年以下 | 10年超<br>15年以下 | 15年超<br>25年以下 | 25年超<br>35年以下 | 35年超 |
| 課税評価割合 | 7割   | 6割           | 5割            | 4割            | 3割            | 2割   |

年金受取期間中

| 年金の種類                        | 年金のお受取時        | 未払年金の一括受取の場合    |
|------------------------------|----------------|-----------------|
| 確定年金                         | 所得税(雑所得※2)+住民税 | 所得税(一時所得※1)+住民税 |
| 死亡時保証金額付終身年金<br>10年保証期間付終身年金 |                | 所得税(雑所得※2)+住民税  |

## ※1 一時所得の課税対象

一時所得については、他の一時所得と合算して年間50万円を限度とする特別控除があります。特別控除を超える部分については、その2分の1の金額が他の所得と合算されて総合課税されます。

$$\text{一時所得の課税対象額} = \left( \begin{array}{ccc} \text{収入} & - & \text{必要経費} & - & \text{特別控除} \\ \text{(受取額)} & & \text{(払込保険料)} & & \text{(50万円)} \end{array} \right) \times \frac{1}{2}$$

※2 雑所得としての課税対象は、つぎの算式で計算されます。

$$\text{雑所得の課税対象額} = \text{受取年金額} - \text{受取年金額} \times \frac{\text{既払込保険料合計}}{\text{年金の受取総額*}} \quad \left( \begin{array}{l} \text{小数点第3位} \\ \text{以下切上げ} \end{array} \right)$$

\*死亡時保証金額付終身年金の場合：年金原資額または年金受取総額見込額のいずれか大きい額、10年保証期間付終身年金の場合：年金受取総額見込額

## 主なお取扱いについて

|                |                              |                                                                                                                                                                |
|----------------|------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 基本保険金額（一時払保険料） |                              | 200万円以上5億円以下（1万円単位）<br>*同一の被保険者について、他に第一フロンティア生命の変額年金保険に加入されている場合、基本保険金額は通算して5億円を超えることはできません。                                                                  |
| 契約年齢           |                              | 0歳～80歳（ご契約日（注）における被保険者の満年齢）<br>*ご契約日（注）における被保険者の満年齢となりますので、81歳の誕生日直前にお申込みになる場合にはご注意ください。<br>（注）契約日については、以下 <a href="#">「ご注意ください重要なお知らせ」</a> の「契約日について」をご覧ください。 |
| 年金受取開始年齢       | 確定年金                         | 10歳～90歳<br>*年金受取期間の満了日は、被保険者の年齢が105歳となる年単位の契約応当日の前日を限度とします。<br>（年金受取開始年齢+年金受取期間≤105歳）                                                                          |
|                | 死亡時保証金額付終身年金<br>10年保証期間付終身年金 | 50歳～90歳                                                                                                                                                        |
| 年金受取人          |                              | 保険契約者または被保険者から指定                                                                                                                                               |
| 死亡給付金受取人       |                              | 被保険者の配偶者または3親等以内の血族から指定                                                                                                                                        |
| 後継年金受取人        |                              | 被保険者、被保険者の配偶者または3親等以内の血族から指定<br>*後継年金受取人は1名のみ指定できます。                                                                                                           |

**！** **ご注意ください** **ご注意いただきたい重要なお知らせ**

|                                   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|-----------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| この商品は<br>クーリング・オフ制度<br>の対象です      | お申込者またはご契約者は、 <b>ご契約の申込日または一時払保険料充当金をお払い込みいただいた日のいずれか遅い日から起算して8日以内（土日、祝祭日、年末・年始などの休日を含みます。）</b> であれば、 <b>第一フロンティア生命あての書面（消印有効）での郵便によるお申出によりご契約のお申込みの撤回またはご契約の解除を</b> することができます。この場合、お払い込みいただいた金額を全額お返しいたします。（募集代理店では受付できません。）                                                                                                                                                                                                             |
| 保障の責任開始期について                      | ご契約はお申込みと第一フロンティア生命の承諾によって成立します。この場合、 <b>一時払保険料を第一フロンティア生命が受け取った時から保険契約上の保障が開始</b> されます。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 一時払保険料の特別勘定<br>による運用の開始時期<br>について | 責任が開始される日（一時払保険料を第一フロンティア生命が受取った日）から起算して8日後となる日または第一フロンティア生命が保険契約の申込みを承諾した日（申込書を第一フロンティア生命が受け付けた日から起算して2営業日以内）のいずれか遅い日未だに一時払保険料を特別勘定に繰り入れ、その翌日から特別勘定による運用を開始します。                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 契約日について                           | <p>契約日は、第一フロンティア生命が一時払保険料を特別勘定に繰り入れる日となります。</p> <p><b>ケース1</b> 責任開始日から起算して8日後となる日までに申込みを承諾した場合</p> <p>申込日／着金日<br/>  <br/>責任開始日<br/>(例) 10月2日</p> <p>承諾日<br/>10月5日</p> <p>8日目／<b>契約日</b><br/>  <br/>特別勘定繰入日<br/>10月9日</p> <p>運用開始日</p> <p><b>ケース2</b> 申込書類に不備があり、責任開始日から起算して8日後となる日より後に申込みを承諾した場合</p> <p>申込日／着金日<br/>  <br/>責任開始日<br/>(例) 10月2日</p> <p>8日目</p> <p>承諾日<br/>  <br/><b>契約日</b><br/>  <br/>特別勘定繰入日<br/>10月11日</p> <p>運用開始日</p> |

**アフターサービスについて** ご契約に関する情報提供とサービスは以下のとおりです。



ご照会などにつきましては、お電話で承ります。

**第一フロンティア生命お客さまサービスセンター**

ハッピーになろう ダイイチフロンティア

**☎ 0120-876-126**

営業時間：月曜日～金曜日（祝祭日、年末・年始などの休日を除く）9:00～17:00

サービス内容

|                 |                       |
|-----------------|-----------------------|
| ① 基準価額のご照会      | ③ 給付金などの請求のお手続き       |
| ② ご契約内容の変更のお手続き | ④ ご契約内容についてのご質問・お問合わせ |

 基準価額は電話だけでなく、第一フロンティア生命のホームページでもご覧いただけます。  
掲載データは毎日更新されますので、最新の運用情報をご確認いただけます。

**第一フロンティア生命ホームページ URL <http://www.d-frontier-life.co.jp/>**

**T** ご契約内容・特別勘定の運用状況などについて下記の書類をご郵送します。

- 「**ご契約状況のお知らせ**」(年4回)\*3月末、6月末、9月末、12月末の積立金額などのご契約状況を翌月下旬にご郵送します。
- 「**決算のお知らせ**」(年1回)\*毎年7月下旬にご郵送します。